

2010年4月14日

mail ニュース

No.12・通巻257

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合
発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

坂本通子さんの不払い超過勤務手当の支払いを求める坂本裁判の勝利判決 に対して都当局は高裁に不当な控訴をした

3月25日、東京地方裁判所は坂本通子さんに対して勝利判決を行いました。それを受け、東京都は控訴日ギリギリの4月9日高等裁判所に対して控訴の手続きをしました。

<教育庁支部ニュースより・不当な都当局の控訴に対するコメント>

3月25日に東京地裁で、原告坂本さんのほぼ全面勝利の判決が出されましたが、都当局はこれを受け入れず、東京高裁に控訴しました。

東京地裁の判決は事実関係もそれに基づく判断も覆る余地のない明確なものであるのに、都当局はこれを認めず、控訴という悪あがきを続けています。

東京地裁の判決は、残念ながら消滅時効については坂本さんの主張が認められませんでした。それ以外の点では、

- ① 労働基準法37条は原告を含む一般職の地方公務員に対しても適用され、時間外労働をさせた場合は使用者は割増賃金を支払わなければならないこと。
- ② 坂本さんは正規の勤務時間内に終えることができないような業務を与えられ、そのために時間外や休日に担当分掌上の業務を行っていること、坂本さんの超過勤務は公務の円滑の遂行に必要な行為であったこと、これら超過勤務の実績については、管理課長は知悉していた上で、超過勤務を容認していたことから、管理課長から黙示的に超過勤務命令があったものと認められること。
- ③ 管理課長が坂本さんの個々の超勤について緊急性、必要性の判断をした事実はなく、超過勤務の実績に見合うだけの予算措置が講じられていなかったために全職員一律に実績の5割から6割に減額して支給していたこと。を確認し、原告に対して被告が超過勤務手当を支払わなければならないことを明快に認定しました。

また「超過勤務手当について予算等の財源措置を講じていないからといって、被告が地方公共団体としてその負担すべき超過勤務手当の支給を拒み得ないのは当然であり、かかる取扱いが不当であることは明らかである。」と明確に述べています。

これらの事実は、被告側の証人である有馬元管理課長の証言でも確認されており、事実関係もそれに基づく判断も争う余地がないものです。

教育庁の超勤予算は21年度に、教育管理費の管理費が9,974万円増額され、ほとんどの職場で超勤実績のほぼ全額が支払われるようになりました。

これは坂本さんの裁判と、それを支えた職場の運動によって勝ち取った大きな成果と言えます。同時に、都当局が教育庁の多くの職場に不払い超勤が存在していることを認め、それを是正する措置を

取ったことを意味しています。

一方で是正措置を取りながら、他方で東京地裁が命じた坂本さんへの超勤手当の支払いを拒否して控訴した都当局の態度は大きな矛盾であると言わざるを得ません。

逆転判決が出される余地のない裁判について、メンツだけにこだわって悪あがきをし、全面解決を先延ばしにする都当局の態度は、絶対に許すことはできません。また地裁の判決であれば個別の事件の判断ということになりますが、高裁で同じ判決が出されれば、それは判例として定着し、全国の自治体へも大きな影響を与えます。都当局は自ら墓穴を掘ろうとしていることをわかっているのでしょうか。

教育庁支部は都当局がただちに控訴を取り下げを要求します。

同時に、東京高裁でも同じ判決が出されるよう、坂本さん、弁護団と一体となり、教育庁職員のみならずと全都、全国の自治体労働者、民間労働者の方々の力を借り、昨年、一昨年よりさらに大きな運動を起こしていきます。

引き続きみなさんの熱いご協力、ご支援をお願いします。

自治労連都庁職は、引き続き、東京高裁での不払い超過勤務手当の支払いを求める坂本裁判の勝利に向けて奮闘する決意です。